

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から52年3月まで

私は、昭和45年ごろから店を経営していたが、47年ごろから業績が悪くなり、資金が不足したので、当時A市役所職員であった義兄に相談したところ、国民年金の申請免除制度を教えてもらった。そこで、48年1月から同年3月ごろに市役所に出向き、妻の国民年金加入手続とともに申請免除手続を行ったと記憶している。

申請免除を行った際の係員の氏名までは記憶していないが、間違いなく申請書類は受理されたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳の記録から、申立人は、昭和47年に国民年金の加入手続を行い、その後、既に納期限が経過した期間についても国民年金保険料を特例納付及び過年度納付したことが確認でき、国民年金に加入した後は、未納の期間が生じないよう努めていたものと思われる。

また、申立人は、「昭和47年ごろにA市役所の職員であった義兄に相談して私の妻の国民年金加入手続とともに私自身の保険料免除の申請を行った。」としているところ、当時、義兄が市役所職員であったことがA市への照会により確認できるとともに、妻の国民年金手帳記号番号が48年4月に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認できる。

さらに、申立人が当時経営していた事業所の取引先担当者は、申立期間当時、申立人の経営状態が悪く、多額の債権があったと供述していることから、申立人は、国民年金の申請免除の承認基準に合致していたものと考えられる。

加えて、申立人は昭和 57 年 4 月から平成 7 年まで引き続き厚生年金保険被保険者であったにもかかわらず、申立人の特殊台帳には、昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの期間について申請免除と記録されていること、申立人は、47 年 9 月及び 50 年 12 月の 2 回、国民年金手帳記号番号を払い出されているが、それぞれの手帳記号番号の記録に同一の期間の申請免除記録が確認できる上、それとは別の期間について、片方の手帳記号番号では申請免除とされているにもかかわらず、もう片方の手帳記号番号では未納の催告を行ったとの記録が確認でき、それぞれの記録に矛盾が見られること、並びに申立人の妻に係る市の国民年金被保険者名簿において、昭和 57 年度は申請免除とされ、当該記録が取り消された旨の記載は確認できないが、オンライン記録では申立人の厚生年金保険加入に伴い当該免除記録が取り消されていることが確認できるなど、申立人及びその妻の納付記録が適正に管理されていないことが認められる。

一方、申立期間のうち昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人が、「妻とともに市役所に出向き、手続を行った。」と主張していること、及び申立人の妻の国民年金加入手続が 48 年 4 月に行われていることが確認できることから、申立人は、当該加入手続と同時に保険料の免除を申請し、基準月となる同月以降の申請免除のみが承認され、同年 1 月から同年 3 月までの期間に係る申請免除は承認されなかったものと考えられる上、仮に、同年 3 月までに免除を申請した場合であっても、申立内容から、当該期間についての保険料免除基準の審査対象期間である 46 年における申立人が経営する店舗の経営状態は 47 年と比較して良好であったと考えられることを踏まえると、当該免除申請は承認されなかったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
          : ② 昭和44年4月から同年8月まで

申立期間①は、昭和35年の秋ごろに市役所の職員が来訪し、国民年金の加入を勧められたので、私の母親とともに加入手続を行った。36年4月ごろから市役所の職員が集金に訪ねて来ていたので、私と母親の二人の保険料を一緒に納付した。しかし、母親の納付記録はあるのに、私の昭和36年度の1年間分の納付記録が未納となっていることに納得がいかない。

申立期間②は、昭和43年10月にA市からB市に転居し、その後、時期は不明であるが、国民年金保険料の未納に気づき、社会保険事務所(当時)に「未納分を納付したい。」と相談した結果、昭和44年度分の納付書を作成してもらい、その納付書により、47年5月26日に郵便局で当該年度1年間の保険料を納付した。

しかし、社会保険庁(当時)の納付記録では、申立期間②が未納とされていることが分かった。私は、納付書に記載された領収内容(昭和44年度の1年間)で保険料を納付したと認識しており、申立期間②の5か月間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月1日以前に母親と連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人が居住していた市では、納付組織ではなく市の内勤職員が出張検認により国民年金保険料を収納していたことが確認されており、「母親と一緒に国民年金の加入手続を

行い、集金に来ていた市の職員に二人の保険料を納付していた。」とする申立内容と符合する。

また、一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金保険料を完納していることが確認できることから、申立人もその母親と一緒に申立期間①の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料の納付を裏付ける資料として昭和44年4月から45年3月までの12か月の保険料額が3,000円と記載された納付書・領収証書(3枚綴りで、1枚目の左下に納付期限が記載されている。)を提出しているが、当該領収証書には、時効による納付期限を経過した後の昭和47年5月26日付けの郵便局の領収印が確認でき、本来であれば、当該保険料を受領した社会保険事務所(当時)は、納付者に保険料を還付すべきであったと考えられるが、納付した当時は、第1回特例納付実施期間内であったため、申立人に保険料3,000円を還付せず、当該領収証書に記載された納付期間のうち、昭和44年9月から45年3月までの7か月間の保険料(3,150円)として充当処理(その際、不足金150円が生ずることとなるが、補填<sup>てん</sup>の措置等については不明である。)していることが特殊台帳の記録から確認でき、申立期間②について納付又は充当されることはなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、昭和42年2月にA県庁の臨時職員を退職後、同年4月からB県にある専門学校に入学し、2年間学校の寮で生活した。

C市の実家に帰郷した際、私が学生であった2年間の国民年金保険料について、父親が、「国民年金保険料は納付しておいたから。」と話していたことを覚えているので申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が、昭和42年4月からB県の専門学校にいた2年間の国民年金保険料を父親がC市で納付してくれていた。」と主張しているが、申立人が、住民票のあったC市において国民年金に加入していたことをうかがわせる記録が無い上、国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が平成14年9月16日に初めて国民年金の被保険者資格を取得するまで、国民年金の加入手続は行われていなかったものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

また、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとするその父親は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月から38年11月まで  
② 昭和39年3月から45年7月まで  
③ 昭和46年12月から平成2年12月まで

私は、申立期間①は、A社が経営していたB市のC事業所で、申立期間②は、D市のE事業所で、申立期間③は、F市のG社で、いずれも接待業務に従事していた。

いずれの申立期間についても勤めていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立人が病気療養中であるため、申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて申立てを行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、「A社」の関連会社であった「H社」の元社員から、「B市のC事業所は、『H社』の前身であるI社が経営しており、同社のC事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和35年から36年ぐらいであったと同社の労務及び経理に係る業務を担当していた元社員が供述している。」との回答が得られたところ、事業所名簿から、I社のC部門として、「J事業所」が35年7月1日に、「K事業所」が38年6月1日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立事業所は、申立期間①のうち、少なくとも23年12月から35年6月までの期間については厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、事業所名簿から、「J事業所」は昭和50年7月1日に、「K事業所」

は平成 10 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両事業所の承継事業所である「L社」は申立期間①当時の人事記録等の関係資料を保管していない上、申立人の夫は、申立人から当時の同僚等の氏名などを聞いておらず、「J事業所」及び「K事業所」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等で申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者 3 人に申立人について確認しても、いずれも、「申立人については覚えていない。」と回答しており、申立人に係る申立事業所での勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

さらに、当時の申立事業所の労務担当者は、「申立人の職種については厚生年金保険の加入は任意であった。」と供述しており、「J事業所」が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 35 年 7 月 1 日において、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等から、41 人が厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、「K事業所」が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった 38 年 6 月 1 日において、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、67 人が厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、前述の 3 人のうち 1 人は、「当時、申立人と同じ接待業務に従事していた者も含めると、従業員は被保険者数よりも多かったと思う。」と供述していることから判断すると、当該事業所では、厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった後でも、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、「J事業所」、「K事業所」、「H社」及び「A社」のいずれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿等においても、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、申立人が、厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、D市のE事業所に勤務していたと申し立てているところ、D商工会議所の昭和 42 年 3 月の会員名簿から、申立事業所と推認される「M社」という事業所が確認できる。

しかしながら、法務局に照会しても、当該事業所が法人登記されていたことが確認できず、法人でない場合、接客娯楽業は従業員数にかかわらず厚生年金保険の強制適用事業所に該当しないとされているところ、事業所名簿から、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人の夫は、申立人から、当時の同僚等の氏名などを聞いておらず、申立人の申立事業所での勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

さらに、申立人の元夫の勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被



保険者原票から、申立人は、申立期間②のうち、昭和40年7月26日から同年8月31日までの期間において、元夫の健康保険の被扶養者と認定されていることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人の夫は、申立人から、当時の同僚等の氏名などを聞いておらず、申立事業所は申立期間③当時の人事記録等の関係資料を保管していないため、申立人が申立事業所に勤務していたことが確認できない上、住民票から、申立人は、申立期間③の途中である昭和62年10月に、申立事業所の所在地であるF市からD市へ住所を移していることが確認できる。

また、申立事業所は、「接待業務に従事していた者については、社会保険及び雇用保険ともに加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、申立人が、厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録から、申立期間③のうち、申立人は、国民年金の第3号被保険者制度が創設された当初の昭和61年4月から国民年金の第3号被保険者と認定されていることが確認できるところ、「国民年金被保険者資格取得届・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書」によると、夫の勤務先から同年4月28日付けで夫の健康保険の被扶養者である旨の確認印が押されていることが確認できる上、63年4月から平成元年3月までの期間は、夫と同様に国民年金保険料の納付免除を申請しているほか、同年4月からは、夫の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い、再度国民年金の第3号被保険者として届出を行っていることが確認できる。

- 4 すべての申立期間において、申立人について雇用保険の加入記録は確認できず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。